

平成25年(ワ)第2710号 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 29名

被告 東京電力株式会社 外1名

訴状の概要について

平成26年9月25日

名古屋地方裁判所民事第8部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 細井 土夫



訴状の概要は、以下の通りです

第1 福島第一原子力発電所の概要

1 施設の概要

東京電力は、昭和46年から順に原子炉の運転を開始しました。

1号機から6号機までの計6機があり、

平成23年3月当時、

1号機～3号機は稼働中

4号機は、定期検査のため、燃料棒は全て使用済み核燃料プールに移されて
いました。

5号機と6号機も定期検査中でしたが、原子炉内には制御棒が挿入された状
態で燃料が入れられていました。

1号機～6号機の配置状況は、図面の通りです。図の左側が北ですが、北
から6号機、5号機の順に並び、少し離れて1号機から4号機の順に並んで
います。

図面の上、すなわち東側は太平洋です。

2 原子炉の構造

原子炉の構造は、この図面の通りです。

3 原子力発電の仕組み

原子力による発電は、熱を利用して、水蒸気を作り、その水蒸気により水蒸気タービンを回して電力を作り出す点では、火力発電と変わりません。

ウラン燃料に中性子をあてると、核分裂を起こし、その時に膨大なエネルギーが発生します。このように発生した核分裂エネルギーで圧力容器内の水を沸騰させて、これにより発生した水蒸気によってタービンを回転させて発電を行います。

第2 原子炉施設の安全を確保するための仕組み

原子力発電所においては、言うまでもなく放射性物質の外部への放出ないし漏洩は絶対にあってはならないことです。

そのため、福島第一原発においても地震や津波等で一定の損害を受けた場合でも、これが事故にならないように十分な対策をとっておく必要があります。それが、いわゆる「止める」、「冷やす」、「閉じこめる」の3つの安全策です。

閉じ込めるための5重の壁は図の通りです。

今回の事故では、スクラムにより「止める」ことはできましたが、「冷やす」ことができず、重大事故となりました。

第3 本件震災とそれによる福島第一原発の被害の状況

本件震災の揺れにより、稼働中であった1号機から3号機は自動的に制御棒が挿入され緊急停止しました。

緊急停止により福島第一原発自体の発電能力は失われるとともに、外部電源も喪失したのです。

外部電源喪失後は、いったんは非常用電源（ディーゼル発電機）に切り替わり
ました。

しかし、津波による建物内への浸水により、地下にあった非常用ディーゼル発
電機や非常用配電盤等が水没するなどして非常用発電施設が破壊され、非常用冷
却装置による冷却も不可能となりました。

その結果、福島第一原発内の原子炉は全電源喪失の状態に至り、1号機から3
号機は冷却できない状態になったのです。

このように、本来機能すべき非常用冷却装置が稼働しないため、1号機から3
号機の炉心内の水位が低下して温度が次第に上昇していき、制御不可能な状態に
至ってしまい、1号機、2号機、3号機いずれにおいても過酷事故が発生しまし
た。

その結果、5重の壁を乗り越えて、広い範囲にわたる放射性物質による汚染が
生じたのです。

本件事故で大気中に放出された放射性物質の総量は、約900ペタベクレルで
あり、チェルノブイリ原子力発電所の事故の約6分の1強の放出量です。

第4 誰の責任なのか—東京電力と国は本件事故を予見できた

では、本件事故は、誰も予想しえなかった想定外のものだったのでしょうか。

答えは、「NO」です。

1 東京電力の責任

東京電力に対しては、以下の3つの法的構成による損害賠償責任の追及をし
ます。

原子力損害賠償法に基づく責任

民法709条の不法行為に基づく責任

土地工作物責任

の3つです。

2 国の責任

国に対しては、以下の5つの法的構成による国家賠償責任の追及をします。

- ・設置許可自体問題があった
- ・自ら設置許可処分を取り消すべきであった
- ・規制権限を適切に行使しなかった
- ・事故後の避難指示が不十分であった
- ・事故後の放射性物質拡散についての情報開示が不十分であった

の5つです。

3 責任を負う理由

以下においては、東京電力及び国が責任を負う理由として、国及び東京電力にとって津波に関する予見が可能であった点を中心に、述べます。

東京電力と国にとって、本件事故は想定外のものではなく、平成18年には、将来起こりうるものとして想定しうるものでした。

しかし、東京電力と国は、津波対策に正面から取り組んで対策を取らなかったのですから、東京電力と国は共同して責任を負うべきなのです。

既に提出した準備書面2では、東京電力と国が、津波についてどのような知識・情報を得ていたのか明らかにしています。

東京電力と国は、平成18年には、本件事故に至る規模の津波が発生する可能性を知っていました。

そして、敷地が浸水した場合には、電気が使えなくなって原子炉を冷やすことができず、そのために炉心溶融事故という大惨事が発生する可能性があることも分かっていました。

それにもかかわらず東京電力と国は、津波対策に正面から取り組むことをせずに、今回の事故の日を迎えたのです。

それでは、東京電力と国が、津波についてどのような知識・情報を得ていたのかについて、説明します。

昭和40年代に福島第一原発が建設された当時、福島第一原発付近で想定される最大津波は、昭和35年のチリ地震の時に小名浜港で観測された最高潮位であるO. P+3. 122mであるとして原発の設置許可がなされました。

その後、津波に関する知見の進展があり、平成12年には、電事連が、津波想定計算をして、福島第一原発では想定の1.2倍の津波で海水ポンプモーターが止まり、冷却機能に影響が出ることが分かりました。

また、平成14年には、津波に関して、「長期評価」という文献が発表されました。文部科学省の地震調査研究推進本部が発表した「長期評価」という文献です。この文献によると、三陸沖から房総沖において、マグニチュード8クラスの津波地震が起きる可能性があることが指摘されていたのです。

この点、国会事故調査委員会の報告書では、「本事故時の高い津波はこの長期評価からだけでも予測できた」とされています。

また、東京電力が、後にこの「長期評価」を元に津波の高さを計算したところ、福島第一原発は最大15.7mの津波に襲われ、その敷地は2.6mの高さで浸水するという計算結果となりました。

その後、平成18年5月には、溢水勉強会が開かれました。

溢水勉強会とは、原子力安全保安院及び原子力安全基盤機構が、設置した勉強会です。この勉強会には、東京電力などの事業者も参加していました。

この勉強会においては、10mの津波が到来した場合に炉心損傷の危険があることや、14mの津波が到来した場合には全電源喪失の危険があることが示されました。

したがって、東京電力と国は、平成18年には、本件事故に至る規模の津波が発生し、全電源喪失に至る危険性を認識していたのです。

東京電力は、長期評価や、溢水勉強会での報告を踏まえ、平成18年の時点で、本件事故に至る規模の津波が発生し、全交流電源喪失や炉心損傷に至ることを認識し、または認識しうる状況にあったにもかかわらず、配電盤の設置場所のかさ上げや水密化をして、全交流電源の確保等の対策を行わなかったという責任があるのです。

国も同様に、長期評価や、溢水勉強会での報告を踏まえ、平成18年の時点で、本件事故に至る規模の津波が発生し、全交流電源喪失や炉心損傷に至ることを認識し、または認識しうる状況にありました。そのような状況の中で、東京電力による津波への対策がなされていなかったのですから、国は、設置許可処分を取り消すべきでした。また、国は東京電力に対し適切な規制権限の行使をするべきだったのです。

第5 原告らの損害について

1 最初に

この裁判では、原告ら一人当たり1000万円の慰謝料の支払いを求めています。

原告らが現在住んでいるところで生活するに至った経緯は様々であり、避難のために強いられた、あるいは現在もなお強いられている生活上の負担も原告ごとに異なります。

それゆえ、原告らはそれぞれ財産の喪失や収入減少等の経済的損失を被って

いますが、本訴訟において原告らは、まず、各原告に共通して発生している精神的損害の賠償を求めます。

2 原告らの精神的損害 ～本件事故による被害の実態と本質

(1) 健康被害の危険と不安

本件事故により、福島第一原発から大量の放射性物質が放出され、拡散し、原告らが平穏な生活を営んでいた各地域にも降り注ぎました。

この放射性物質は、福島第一原発の至近距離の地域を除けば直ちに何らかの急性症状を来すものとは言い難く、原告らに急性症状が表れているというわけではありません。

しかし、放射線の被曝による影響には晩発性のものがあり、急性症状を来すことのないレベルでの放射線被曝によっても、将来的に、がん、白血病、心臓病、脳血管病、糖尿病、先天性異常そして免疫力の低下等の健康被害を発症する危険が増大することになります。

特に、放射線被曝による発がん等の危険の増大については、閾値が存在しないとされていることから、「これ以下の被曝量であれば安全である」と断定することもできません。

また、放射性物質を含む食品等を摂取し、あるいは呼吸することにより、これを体内に取り込むことによるいわゆる「内部被曝」については、放射性物質が体内にある限り、高い密度の被曝が続くことから、外部被曝よりも人体に及ぼすダメージが大きく、晩発性障害をもたらす危険性があると指摘されています。

このような被曝の危険性からすると、原告らに急性症状が現れておらず、また、仮に環境中の放射線量が低線量に止まっているとしても、原告らが、目に見えない放射線への曝露による健康被害を恐れ、強い不安を感じることは当然のことです。

(2) 強いられた生活上の負担

原告らは、被曝による健康被害を避けるため、避難生活を余儀なくされています。

原告らが失った財産、失った収入、避難生活に伴う出費など、その財産的な損害は多大ですが、原告らの損害はそれだけに止まりません。

原告らは、被曝による健康被害の危険や被曝に対する不安を抱えた生活から避難するか、被曝の危険があっても慣れ親しんだ環境での生活を続けるか、という究極の選択を迫られました。

そして、避難するにあたっては、住み慣れた家を離れ、生活の糧である仕事を辞め、職場や学校、地域の仲間と別れ、不慣れな地で住居を探し、生活に必要な物を懸命に揃え、仕事を探し、頼れる人間関係もなく、先の見通しも立たないまま、環境の急激な変化に耐えながら、生活の立て直しに臨まなければならなかったのです。

これら生活上の負担により原告らが被った精神的な負担や苦痛（精神的損害）は計り知れません。

(3) 失われた平穏で安全な生活 ～本件事故による被害の特徴

原告らの生活上の負担は、それぞれの原告により様々ですが、全ての原告に共通するのは、住み慣れた環境での平穏で安全な生活を根こそぎ奪われたという点です。

原告らは、本件事故が発生するまで、それぞれの住み慣れた場所で、それぞれの家族とともに、職場や学校、地域の人々との関係性の中で生活をしていました。

職場には仕事仲間や取引先が、生産者と消費者が、学校には先生や友達が、地域には祭りや年中行事がありました。

そこには、家族や地域の歴史や思い出があり、将来の展望があり、続くはずの未来がありました。原告らが安心して暮らすことのできる、ごく普通の

平穩で安全な人間らしい生活があったのです。

しかし、福島第一原発から放出された放射性物質により、原告らの住み慣れた土地は汚染され、原告らは、何らの責められるべき責任がないにもかかわらず、その土地での平穩で安全な生活を突然失ったのです。

原告らは、放射性物質に汚染されていない環境で、被曝の不安に晒されることなく生活するという、人間たる尊厳にふさわしい平穩で安全な生活を営む権利を侵害されたのです。

3 原告らの精神的損害に対する慰謝料額

本件事故により原告らが被った甚大な被害の実態からすれば、人生そのものを破壊されたに等しいことから、原告らの精神的損害に対する慰謝料額は金2000万円を下りません。

東京電力からすでに支払われた金額を差し引いても1000万円を下ることはありません。

以上、終わります。

以上